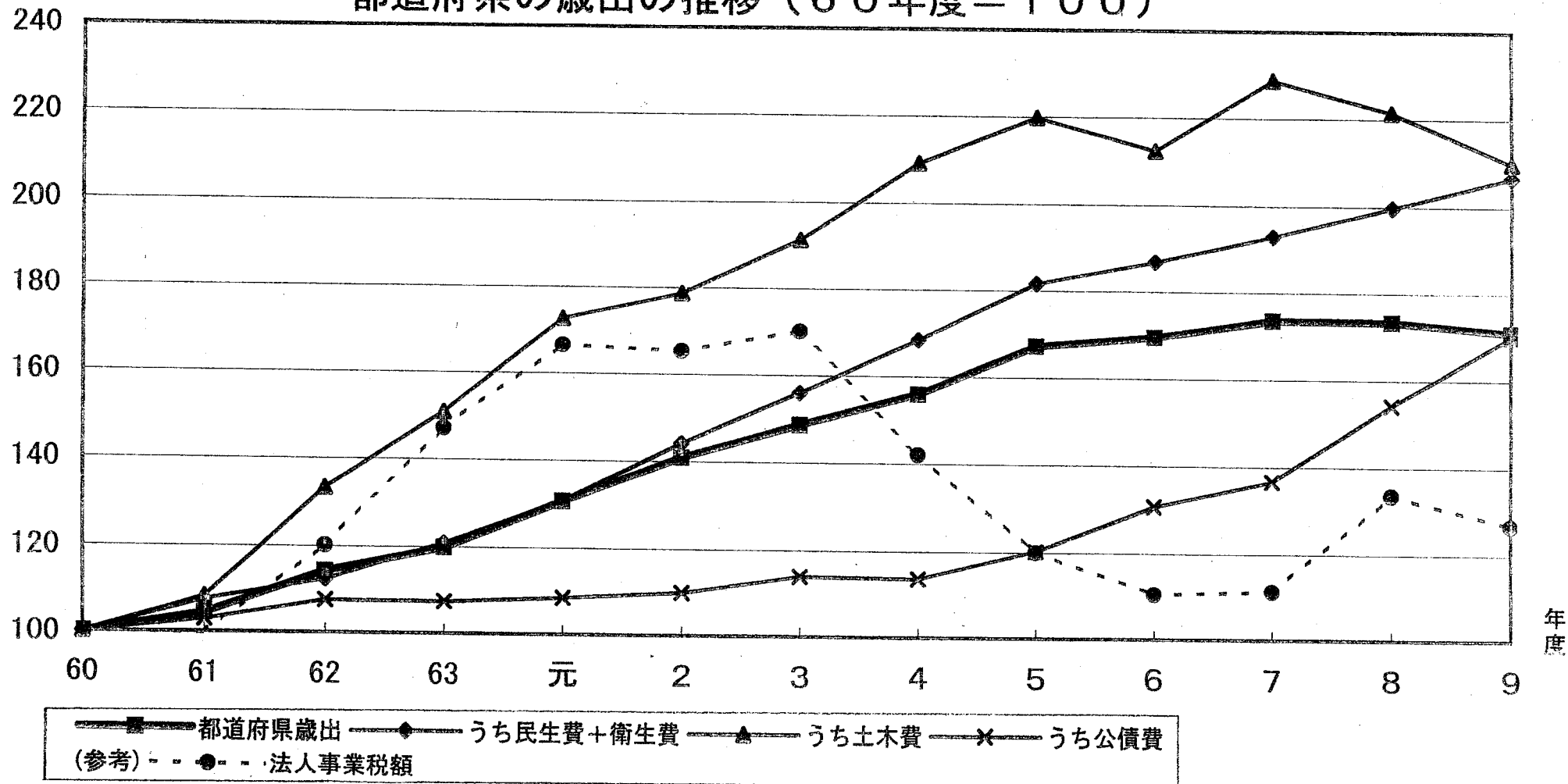


都道府県の歳出の推移（60年度＝100）



（注）「地方財政の状況」（自治省）による。

なお、歳出のうち、民生費+衛生費、土木費には、国庫支出金は含まない。

法人事業税収の推移

(単位：億円、%)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	左のピーク時に対する	
											増減額	増減率
東京	15,806	14,734	14,811	11,707	9,722	8,495	8,445	10,724	9,868	9,297	-6,509	-41.2
大阪	7,174	6,952	6,674	5,541	4,431	4,039	3,852	4,626	4,376	3,572	-3,602	-50.2
愛知	5,010	5,533	5,232	4,411	3,577	3,206	3,279	4,019	4,395	3,384	-2,154	-38.9
神奈川	4,463	4,505	4,171	3,289	2,760	2,537	2,578	3,039	3,019	2,380	-2,125	-47.2

全国計	63,369	62,926	64,763	54,075	45,680	42,029	42,352	50,840	48,294	42,113	-22,650	-35.0
-----	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	-------

※網掛け部分は、その都府県のピーク時の税収を表す。

※平成9年度までは決算額、平成10年度は速報値による。

利益法人及び欠損法人の状況

(平成9年度道府県税の課税状況等に関する調より)

	法人数	利益法人数	利益法人比率	欠損法人数	欠損法人比率
	社	社	%	社	%
全 法 人	2,430,267	892,193	36.7	1,538,074	63.3%
資 本 金 1 億 円 以 下	2,401,452	876,599	36.5	1,524,853	63.5%
資 本 金 1 億 円 超	28,815	15,594	54.1	13,221	45.9%

(注) 法人数は、平成9年2月1日から平成10年1月31日までの間に事業年度が終了する活動中の普通法人
(清算法人及び収入金額課税の適用を受けるものを除く。)である。

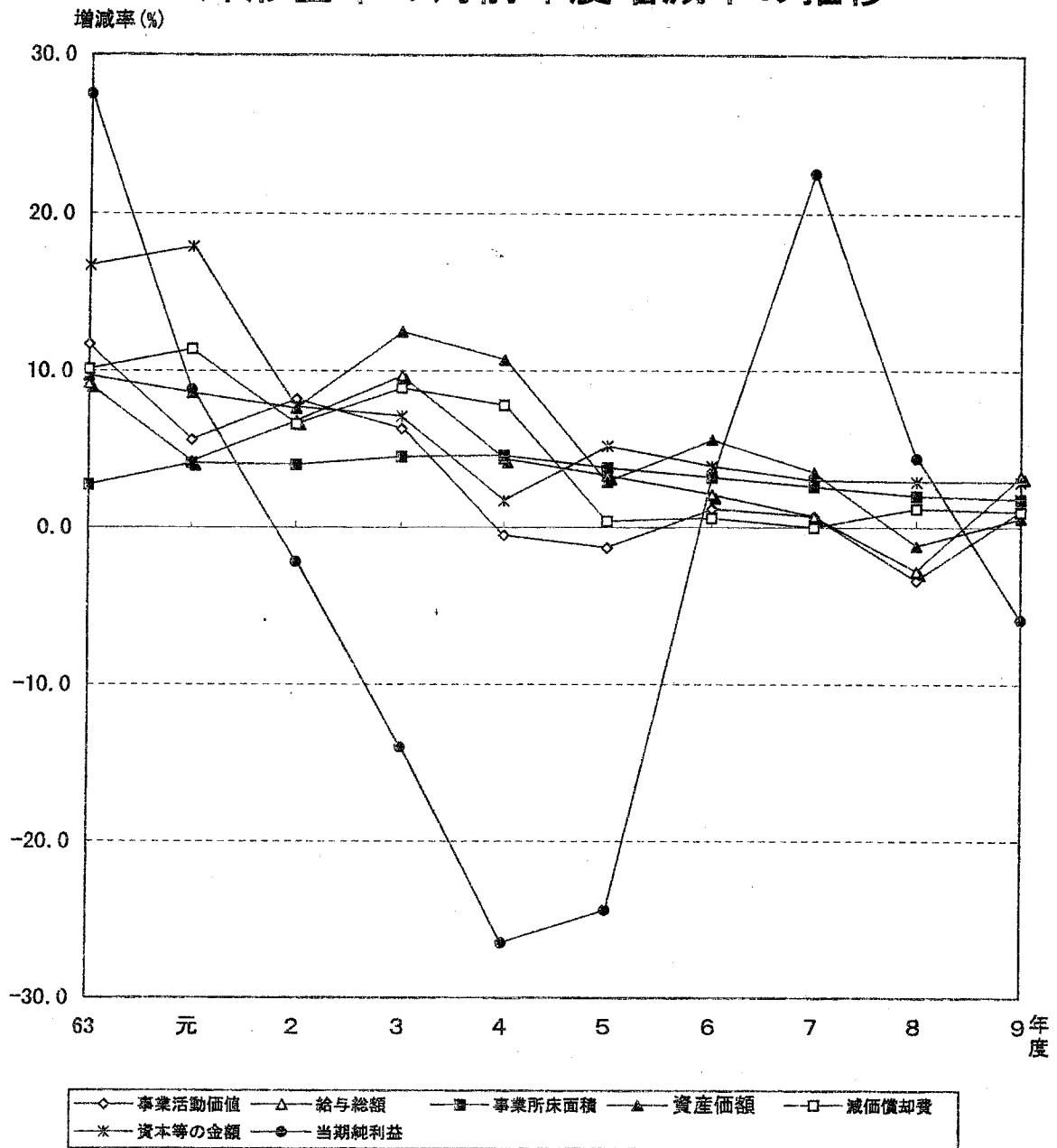
各基準に係る課税ベース（全国総額）の状況

基 準	平成４年～８年(度)の平均値
所得(都道府県課税状況調による所得)	３６兆円程度
事業活動価値	２６９兆円程度
給与総額	１９６兆円程度
家屋床面積	１９億㎡程度
資産（家屋＋償却資産）価額	２９０兆円程度
減価償却費	３９兆円程度

(参考) 資本等の金額 １０５兆円程度

- (注) １．上記の表の各平均値には、家屋床面積以外のものについては、農林水産業及び鉱業に係るものは、除かれている。
- ２．所得については、「道府県税の課税状況等に関する調」（自治省）の平成４年度分から平成８年度分までの所得の平均値である。
また、法人事業税のうち、収入金額課税の対象となっている電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業を行う法人に係る所得は、含まれていない。
- ３．事業活動価値は、利潤＋給与＋利子＋賃借料とし、「法人企業統計年報」（大蔵省）の平成４年度から平成８年度までの平均値で、次の数値によった。
利潤＝税引前当期純利益、給与＝役員給与＋従業員給与＋福利厚生費、利子＝支払利息・割引料、賃借料＝動産・不動産賃借料として計算した。また、金融保険業に係るものが含まれていない。
- ４．給与総額は、「法人企業統計年報」（大蔵省）の平成４年度から平成８年度までの、役員給与＋従業員給与＋福利厚生費の数値の平均値である。また、金融保険業に係るものが含まれていない。
- ５．家屋床面積は、法人が所有する家屋の床面積であり、「固定資産の価格等の概要調査」（自治省）に基づき、平成４年度から平成８年度までの平均値を計算した。
なお、この家屋床面積についてのみ、農林水産業及び鉱業に係るものが含まれている。
- ６．資産（家屋＋償却資産）価額は、「法人企業統計年報」（大蔵省）の平成４年度から平成８年度までの、その他有形固定資産の平均値である。また、金融保険業に係るものが含まれていない。
- ７．減価償却費は、「法人企業統計年報」（大蔵省）の平成４年度から平成８年度までの平均値である。また、金融保険業に係るものが含まれていない。
- ８．資本等の金額は、「法人企業統計年報」（大蔵省）の平成４年度から平成８年度までの資本金及び資本準備金の和の平均値である。また、金融保険業に係るものが含まれていない。

外形基準の対前年度増減率の推移



(備考)

- 事業所床面積は、「固定資産の価格等の概要調査」(自治省調べ)により、その他は「法人企業統計年報」(大蔵省調べ)による。
- 各指標は、次のデータを用いた。
 - 事業活動価値………税引前当期純利益、役員給与、従業員給与、福利厚生費、支払利子・割引料及び不動産賃借料の合計額
 - 給与総額………役員給与、従業員給与及び福利厚生費の合計額
 - 事業所床面積………法人が所有する家屋床面積の総数
 - 資産価額………その他の有形固定資産(有形固定資産から土地及び建物仮勘定を除いたもの。)
 - 減価償却費………減価償却費(特別減価償却費を除く。)
 - 資本等の金額………資本金及び資本準備金の合計額
 - 当期純利益………税引前当期純利益

全国都道府県知事会議における内閣総理大臣挨拶（抄）

平成11年9月7日

於 総理大臣官邸

今後とも、地方分権推進計画に沿って、国と地方の役割分担を踏まえ、国庫補助負担金の積極的な整理合理化や、事務権限の委譲などを推進し、中長期的に、国と地方の税源配分のあり方についても検討しながら、地方税、地方交付税等の必要な地方一般財源の確保を図るよう、政府としても適切に対処してまいります。特に、法人事業税への外形標準課税の導入は、都道府県にとって重要な課題であり、今後、関係方面からの御意見等も幅広くお伺いしながら、税制調査会で御議論をいただき、地方分権を支える安定的な税制の確立に向けた具体的な検討を続けてまいります。

中沢健次議員（民主）の質問に対する保利自治大臣答弁（抄）

平成11年11月11日

於 衆・地方行政委員会

外形標準課税については、先日、マスコミ等で「12年度は断念した」というような記事がちょっと出ておりました。私からそのように申し上げたつもりはございませんし、まあ、部下の皆様方もそこまでは言い切っていない。しかし、新聞の方でそういうふうに書いてしまったという事実はございます。

つまり、外形標準課税の問題については、常に、検討を、ずーとしながら、できるだけ早くこれを導入していきたいという気持ちを持っております。また、政府税調の指し示す方向も、その方向だと思いますので、私は、そうした努力をこれからずっと積み重ねていきたいと思っております。

もちろん、税調のご意向もいろいろ聞いていかなければなりませんが、我々としては、出来るだけ早く導入をしたい、とまあこんなふうに考えている次第でございます。